第1回経済指標専門会議 議事概要

- 1 日 時 平成21年6月26日(金)17:00~18:30
- 2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 【学識経験者】河井委員、小巻委員、西郷委員、菅委員、樋田委員 【関係府省等】内閣府、総務省(統計局)、財務省、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省、国土交通省、日本銀行

【事 務 局】 會田総務省統計審査官ほか

4 議 題

- (1) 新たな経済指標専門会議の設置について
- (2) 企業向けサービス価格指数の改定について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 新たな経済指標専門会議の設置について 事務局から、資料 1-1~1-6 に基づき、新たな経済指標専門会議の設置の経緯・趣旨及 び今後の運営方法について説明が行われた。
- (2) 企業向けサービス価格指数の改定について

日本銀行から、資料 2-1~2-3 に基づき、企業向けサービス価格指数の改定計画の説明が行われた。説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

- 今回新たに採用予定であるATM委託手数料、インターネット附随サービス等の新サービスについては、企業間取引の単価の算出が難しいと思われる。非線形価格となっているのではないか。単価の算出のため具体的にどのようなアプローチをとっているのか。
 - → ATM委託手数料については、銀行間で一件あたりの料金が決まっており、また、 インターネット附随サービスについては、取引額に応じた料金表が設けられている等 のことから、これらの資料等を踏まえ、実態に即した価格を調査することが可能とな っている。
- 既存品目における調査対象サービスの見直しに関して、具体的なウエイト作成の例を 教えていただきたい。
 - → 機械修理の場合、対象となる機械の種類別にウエイトを算定している。具体的には、 製造業や卸売業が提供している機械修理サービスについては、工業統計及び商業統計 のデータにより案分を行い、これらにより案分できないサービス業(機械修理業)が 提供している機械修理サービスについては、資本ストックに比例するように案分する ことにより、ウエイトを作成している。また、店舗賃貸の場合は、商業統計の業態・ 店舗形態別売上高に民間団体が調査している売上高不動産賃貸料比率を乗じることに より業態・店舗形態別の賃貸料ウエイトを作成している。
- 航空旅客輸送の料金については、企業間の取引というよりも一般利用者としての取引

のように思われる。パック料金のほうが適当なのではないか。

- → 調査対象とする運賃については、企業向けの利用が多い運賃に限定し、個人利用が 中心の運賃を除外し、運賃を集計するウエイトについても同様の工夫をすることによ り、企業向け需要に見合う価格指数が作成できるようにできる限りの努力をしている。 しかしながら、航空会社における個別取引に関する情報は機密度が高いため、個別の 大口利用者に対する相対の割引分が、価格指数に反映されているとはいえず、この点 は今後の課題である。
- 官庁入札価格は入札が行われた際の価格か、それともサービス供給時点の価格か。また、入札がある特定月に集中することにより、サンプルがとれない時期があるのではないか。
 - → 官庁入札価格の時点は、サービスの種類により異なる。清掃、設備管理、警備については、4月入札で1年間契約となっていることが確認できるため、サービスの提供時点で価格を計上しており、当年4月から翌年3月まで同一価格となっている。不動産鑑定価格についても同様である。一方、測量や土木設計については、サービスの提供期間のデータが入手できないことから、入札(契約)した月に価格を計上している。また、測量や土木設計の場合、取引件数が少ない月が出てくるのは指摘のとおりだが、データをみる限り、指数の動きに極端な悪影響は生じていないものと考えている。
- 国際交通旅客運送で複数の需要者を設定しているが、需要者別のウエイトは分かるのか。
 - → 航空会社のご協力を得て、かなり詳細な運賃種類別の利用客数データを頂いており、 かなり細分化されたレベルまで需要者別ウエイトを算出できている。しかしながら、 運賃の種類は多様であり、必ずしも十分ではないところもある。
- 品目の入れ替えが大きいため、2000 年基準指数との継続性が薄いという印象がある。 どのようにして接続指数を作成するのか。
 - → 接続指数は 1985 年 1 月まで遡って作成する予定である。2005 年以降最近までの指数については、新基準指数がカットオーバーした時点で、現在公表している 2000 年基準指数が塗り替えられることになる。もっとも、新旧指数を比較した場合、個別の品目で変化が大きくても、総平均でみた場合には個別品目の変動が打ち消し合うことで、さほど大きく変化しないのではないかと考えている。いずれにせよ、新基準指数への移行に際しては、新旧指数の違いをきちんと説明することで対応したい。
- 大幅な価格の入れ替えにより、どの程度の影響があったのか定量的にはかることは難 しいと思うが、個別系列の動きを見て十分対応していただきたい。
 - → 新基準指数への移行に際しては、新旧指数の違いをきちんと説明することで対応したい。
- 官庁入札は相手が政府ということになるが、企業間の取引ということになるか。
 - → CSPIの対象範囲としている企業間取引には、政府向けも含まれる。これまでも 政府向け取引は、サービスを提供する民間企業を調査先として価格調査を行ってきた。 しかしながら、一般競争入札の普及により、当該企業が落札できない場合には価格調 査が行えなくなるなど、サービス提供企業を対象とした継続的な価格調査を行うこと が難しくなったため、今回の基準改定においては、官庁や地方自治体を新たに調査先 としている。

(3) その他

次回の経済指標専門会議は、8月第2週に開催することとなった。

以上